

令和2年第2回下松市教育委員会定例会議事録

- 1 開催日時 令和2年2月20日(木) 午後1時30分～午後2時59分
- 2 開催場所 下松市役所 5階 教育委員室
- 3 出席委員等
教育長 玉川 良雄
委員 市川 正紀
委員 江口 雄二
委員 今井 かおり
委員 白木 正博
- 4 会議に出席した事務局職員
教育部長 小田 修
教育次長 河村 貴子
学校教育課長 世木 尚
学校給食課長 池田 千帆
生涯学習振興課長 片山 康秀
図書館長 長弘 純子
- 5 会議の書記 教育総務課長補佐 引頭 康行
- 6 会議録の署名委員 市川 正紀 白木 正博
- 7 会議の傍聴人 人
- 8 会議に付した議題
 - (1) 議案第2号 令和2年度教育行政の基本方針について
 - (2) 議案第3号 下松市立小、中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則
 - (3) 議案第4号 下松市公立学校管理規則の一部を改正する規則
 - (4) 議案第5号 下松市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令
 - (5) 報告第4号 専決処分について
 - (6) 報告第5号 下松市立小中学校児童文化表彰について(当日配布)
 - (7) 報告第6号 下松市芸術文化振興奨励賞について(当日配布)
- 9 会議の付議の顛末

○**教育長** ただいまより令和2年第2回下松市教育委員会会議定例会を行います。

本日の議事録署名委員は、これどうでしょうか、篠原委員さんになっていますが欠席なので、これをどなたか。白木委員さんと市川委員さん、よろしいですか。お願いいたします。

本日の議事日程は、ご案内のとおりです。議案が4件、報告が3件となっております。

それでは、議事に入ります。

(1) 議案第2号 令和2年度教育行政の基本方針について

○**教育長** (1) 議案第2号、令和2年度下松市教育行政の基本方針についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。河村教育次長。

○**教育次長** 議案第2号、令和2年度教育行政の基本方針について、ご説明いたします。

資料の1ページをごらんください。

本議案は、令和2年度の本市教育行政の基本方針を定めるものであります。

下松市の教育は、下松市教育大綱の基本目標であります「育ち育てる「まち」と誇りのある「さとづくり」を基調とし、家庭、学校及び地域社会、それぞれの教育力の向上と相互の連携を図りながら、(1)から(3)の方針に基づき、多様な施策を主体的かつ積極的に進めていくこととしております。

(1)の学校施設等環境整備につきましては、耐震化等による安全性の確保を初め、ICT機器の充実などにより効果的で良質な教育環境づくりを推進してまいります。

具体的には、学校施設耐震化事業として、引き続き下松小学校建設事業に取り組むほか、後ほど説明いたしますが、東陽小学校、下松中学校の天井改修工事などを行います。

また、昨年12月に文部科学省から示された小中学校のICT環境整備の方針、GIGAスクール構想の実現に向けてICT機器の充実を図ってまいります。

教育総務課からは以上です。

○**教育長** 世木学校教育課長。

○**学校教育課長** 2ページ、(2)につきましては、学校教育課関係となります。

児童生徒の「心豊かに生きる力」を育むことを基本目標とし、家庭・地域との連携・協働を深めるとともに、地域とともにある信頼される学校づくりに向け、重点施策を定めて、学校教育の一層の充実を図ってまいります。

とりわけ、コミュニティスクールについては、それを核とした取り組みを中心に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**教育長** 片山生涯学習振興課長。

○**生涯学習振興課長** 生涯学習振興課に関連する方針といたしましては、(3)になります。

地域コミュニティや安全・安心の拠点となる公民館の建てかえ整備を初め、社会教育、文化、スポーツ施設の環境整備を図るとともに、市民との協働の仕組みの中で、生涯学習活動に係る機会を提供し、多様化する市民の学習活動の支援を図るということを基本方針として各種施策を進めてまいります。

公民館の施設整備につきましては、公民館施設整備計画に基づき、施設整備を進め、社会体育の促進、スポーツによるにぎわいの創出の拠点となるスポーツ施設についても、その機能充実に努めてまいります。

市民と行政の協働の仕組みという点では、スポーツ、文化、生涯学習、社会教育に係る団体や市民ボランティアの皆さんと連携が重要と考えておりますので、市民ニーズに合った事業に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○**教育長** それでは、質疑に入ります。

ただいまの説明に質問がある方はいらっしゃいますか。市川委員さん。

○**委員** 総務課次長さんが言われました1ページ目の下から二、三行目、ICT機器の充実などということがありますが、本市の実態といいますかね、現在の実態がどのような状態か、お知らせをいただけたらと思うんですが。

○**教育長** 河村次長。

○**教育次長** 本市は、ICT環境整備は県内でもおこなっております。

実は、先ほど申し上げましたけれども、GIGAスクール構想というのがございまして、これは国のほうで全国一律の環境整備が急務であるということで、1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するという方針が出ております。

現在、国の令和元年度補正を受けて本市も予算化を進めているところでございます。詳細については、3月のこの定例会でご説明するようになります。

○**委員** それで、菅官房長官さんが、去年の秋だったと思いますけど、端末を1人1台というような構想をたしか発表されたと思うんですが、それを受けての12月のGIGAスクール構想ちゆ

うことでしょうか。

○**教育次長** そうです。

○**委員** それで、きのうの新聞に載っちゃったと思いますが、県の予算が載っておりましたが、教育予算、県立高5校でこのICT化の推進に向けて、1人1台の配備に向けて5校で事業研究をするというようなことが載っていましたが、下松高校が入っているかどうかからですね。多分、入っていないでしょうね。

とにかく、早急に先ほどのGIGAスクール構想等もありますので、ICT1人1台に向けて配備が進むだろうと思うんですが、問題は、この配備が進んだ後にどのように活用するだろうかということだと思うんですよ。宝の持ち腐れになっている場合が多々あるんですね。その辺で一つ、そういうふうな、どんどんICT機器が入ってきたときに、有効な活用を各校で取り組めるようにしてもらったらと思っております。

以上です。

○**教育長** そのほかございますか。はい。

○**委員** ちょっと勉強不足で申しわけないですけど。これ教育大綱の基本目標でこれつくられているちゅうことですが、教育大綱は、何年に一遍ぐらい見直すんですか。

○**教育長** 河村次長。

○**教育次長** 教育大綱は5年に一度の見直しになります。

○**教育長** どうぞ。

○**委員** 勉強不足であれなんですが、1人1台の端末入れたら、300人子供がおったら300台あるちゅうことですか。

○**教育次長** そのとおりでございます。

○**委員** 300人おったら300台ですか。

○**教育次長** はい。

○**委員** 1教室分じゃない、1教室で大抵今35人だから、35台そろえればそろうと思いましたが、そうじゃないですか。

○**教育長** 小田部長。

○**教育部長** 児童生徒1人1台ですから、児童生徒全ての子供に1人1台です。

○**委員** そしたら、その端末を家に持って帰らすこともできるんですか。

○**教育長** はい、教育部長。

○**教育部長** これは、学校備品ですから基本的にはできません（「できません。備えつけだと思います、机1台」と言う者あり。）

○**委員** だから、どの教科でも使うちゅうこといね。

○**委員** そうです。

○**委員** タブレットじゃろう。

○**教育部長** タブレットです。

○**委員** タブレットじゃね。

○**教育部長** タブレットです。

○**委員** ええことじゃあるんですね。これは、家庭によっちゃタブレットも買ってもらえん子もいっぱいおるんだから。（「そうですね」と言う者あり。）

○**教育長** そのほかございますか。よろしいですか。

ですから、2年度の基本方針、教育行政の基本方針につきましては、異議がある方いらっしゃいますか。（「異議なし」と言う者あり。）異議なしということで決しました。ありがとうございました。

（2）議案第3号 下松市立小、中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

○**教育長** 次に、（2）議案第3号、下松市立小、中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

まず、事務局から説明をお願いします。世木課長。

○**学校教育課長** 議案第3号、下松市立小、中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則について説明をいたします。

これは、米川小学校が令和2年4月1日から休校し、花岡小学校へ通学することに伴い規定の整備を図るものであります。

別表はつけておりませんが、別表というものがあります。その中の末武中の部、米川小の項中、米川小の次に「休校中のため花岡小へ通学」という一文を加えるものであります。

ご審議のほどお願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明に質問がある方は、いらっしゃいますか。どうですか。白木委員。

○**委員** ここ7ページに別記10号様式というものがありますけれども、この入学通知というのは、例えば、障害のある人らも一応、最初皆行くんですか、これ。

○**教育長** 世木課長。

○**学校教育課長** これは、また次の議案第4号でまたご説明を申し上げます。

○**教育長** そのほかございませんか。市川委員さん。

○**委員** 残念ながら休校になった学校が、しばらくして廃校になるということが続いているんですが、米川に若い人がかなり入ってきて小学校へ通う生徒が出てきたというときに、どのぐらいの人数がおれば再び学校を開くようになりますか。そうなれば、うれしいことなただけ、難しいだろうとは思いますが。

○**教育長** 河村次長。

○**教育次長** 今の時点で何人にふえれば、また再開するとかいうのは申し上げられませんが、また、そういう事情がありましたら、教育委員会のほうにお諮りして、保護者の意向とか地元の方との協議とかによって決めていきたいと思っております。

○**委員** ことし休校にする段階で児童は何人おるんですか。

○**教育長** 河村次長。

○**教育次長** 現時点で10人です。

○**教育長** そのほか質問はございませんか。

この議案にご異議のある方はいらっしゃいますか。（「異議なし」と言う者あり。）では、異議なしと認めます。

（3）議案第4号 下松市立公立学校管理規則の一部を改正する規則

○**教育長** では、続きまして、（3）議案第4号、下松市立公立学校管理規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

事務局から説明をお願いします。世木課長。

○**学校教育課長** 4ページ、議案第4号、下松市公立学校管理規則の一部を改正する規則についてご説明をします。

4ページの一番下に、「別記第10号様式を別記のように改める」とあります。これが7ページの入学通知書の様式ということでございます。これは、入学する際の全ての家庭にこの入学通知書を送付することになっておるわけですが、これまでははがきによって送付をしておりましたが、システムの変更により、こうした文書を印刷して封筒で送付するということになりました。そこで、様式を新たに定めたというところがございます。ただし、記載している内容は、これまでと同様のものであるというところがございます。

4ページ、5ページに戻りまして、それ以外にも変更が列記してございますが、これは、別記第○号様式の次に括弧して、どの条に関係しているかというものを改めて明記したほうがよいという指導を庶務文書係のほうから受けまして整備したものでございます。したがって、様式そのものの変更はございません。

以上、ご審議をお願いいたします。

○**教育長** それでは、質疑に入ります。ただいまの説明に質問がある方はお願いいたします。白木

委員さん。

○委員 今のシステム言われて、どういう変更があったんですか、システム。

○教育長 世木課長。

○学校教育課長 扱うそのコンピューターとか、その辺のことが全部変わったというふうに認識しております。

これまでははがきで印刷できていたものが、できなくなったために、文書による印刷になったというふうに聞いております。

○教育長 小田部長。

○教育部長 これはクラウドの共同処理の関係でございます。

○委員 あれですか。いや通信料高くなるの。

○教育部長 そうですね。

○教育長 そのほかございますか。

○委員 それと、さっきの関係で。

このこれ通知書のこと言うたらおかしいのかもわからんけど、これは、とにかくその年齢に達したら、皆もう無条件に出すんですか。

○教育長 世木課長。

○学校教育課長 そうですね。小学校へ就学する予定の児童に対して発出するということになります。

○委員 私が知りたいのは、障害を持っている人とかおった場合に、ならこれが行った後に、また、その個別に相談を受けるちゅうことになるんですかね。

○教育長 世木課長。

○学校教育課長 特別な配慮を要する児童生徒については、幼稚園の早い段階からこちらに相談に来ていただいており、就学先についても下松市教育支援委員会において審議して適正な就学を図るようにしているところです。

○委員 そしたら仮に周南の総合支援学校とか、ああいうのがあれば、そういうのに入りますよちゅうんで通知をしているんですか。

○学校教育課長 これは、周南総合支援はどうなるんですかね、うちから出したとしても、本市の――

○委員 あくまでも下松市のちゅうことですか。

○教育長 よろしいですか。世木課長。

○学校教育課長 だろーと思います。

○委員 それと、くどいけど、私もようわからんのは、徳山の総合支援学校と周南の支援学校ちゅうのがありますよね、2カ所。あれは、障害の程度とか区分であるんですか。

○教育長 世木課長。

○学校教育課長 障害の種類によって、それぞれ就学する先が異なるということでございます。

○教育長 いいですかね、発言して。そもそもが、周南は肢体不自由のお子さんの学校でしたし、徳山のほうは知的障害のお子さんが対象でしたが、何年か前から5障害に全て対応するという形で、全ての障害に対応できるような学校にどちらもなっています。（「ああそうですか」と言う者あり。）ただ、設備面では、やはりそれぞれの特徴があるように思います。

○委員 わかりました。

○教育長 そのほかよろしいですか。市川委員さん。

○委員 今せっかくそういう学校が出てきたんでちょっと聞いてみますが、本来ならそういう学校があるから、できればそちらで肢体不自由な場合、知的障害がある場合は、そちらでということが理想的なんかもわかりませんが、親としては普通学級でとにかく学ばせたいというような希望が今多いんじゃないかと思えます。その辺は、下松市の状況はどんなですかね。

○教育長 世木課長。

○学校教育課長 教育支援委員会で総合支援学校の判定が出たとしても、保護者の強い意向により市内の特別支援学級のほうへの在籍を希望されるというようなことであれば、学校とも協議しながら受け入れ態勢を検討しているという事例はございます。

- 教育長** よろしいですか。
 そのほかございますか。（「もう一ついいですか」と言う者あり。）どうぞ。
- 委員** 新年度は4月1日から始まるんですが、この入学児童については、4月2日生まれからと私は記憶しているんですが、間違いはないですかね。また、なぜ4月1日からにならないのか。その辺の理由がわかれば。
- 委員** 私でええですか。私は市民税おったから分かるんですが。年齢というのは、生まれた日から365日たって1歳なんですよ。そじゃから、誕生日の前の日が365日になるんですよ。だから、誕生日のときは1歳と1日なんです。そういうことですね。だから、民法上もそねえなつとるんですよ。だから、（税務）でその高齢者が判断する場合でも、皆1日こちょっと感じがずれますよね。だから、誕生日の前の日をもって1歳になる。1つずつ加算していくちゅう。
- 委員** ありがとうございます。
- 委員** どうも要らんこと言って済みません。
- 委員** 世木課長、ええかいの。何か追加することはないんかいの。
- 学校教育課長** ございません。（笑声）
- 教育長** それでは、質問はよろしいですかね。（「はい」と言う者あり。）ないようですのでご了承お願いいたします。

（4）議案第5号 下松市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

- 教育長** 次に、続きまして、（4）議案第5号、下松市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令についてを議題とします。
 まず、事務局から説明をお願いします。世木課長。
- 学校教育課長** 議案第5号、下松市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について説明をいたします。
 別記第2号様式から別記第16号様式、この別記載せておりませんが、その規程中、様式の下に「大きさは日本工業規格A4版とする」といったような記載がしてあります。この「日本工業規格」という名称が、現在では「日本産業規格」に改められましたので、その部分のみを変更するというございます。様式の内容そのものには変化はございません。
 以上でございます。
- 教育長** 質疑に入ります。ただいまの説明に質問がある方はいらっしゃいますか。
- 委員** じゃもう日本工業規格という言葉はなくなるわけですね。たしか、略号がJ I Sかいな。（「ジス」と言う者あり。）J I Sだったんですが、今度の産業のほうになったらどうなるかわかりますか。
- 教育長** 世木課長。
- 学校教育課長** 勉強不足でわかりません。
- 委員** J I S規格ちゅうほかいね。勉強しちよってください。また教えてください。（「Iが変わるんですね、何かにね。Iがね」と言う者あり。）
- 教育長** そのほかございますか。それでは、ご了承していただくということでよろしいでしょうか。（「はい」と言う者あり。）

（5）報告第4号 専決処分について

- 教育長** それでは、続きまして報告に入ります。（5）報告第4号、専決処分についてを議題とします。
 事務局から説明をお願いします。まず、1の令和元年度教育費関係補正予算について。河村教育次長。
- 教育次長** 専決処分をいたしました令和元年度教育費関係補正予算のうち教育総務課所管の部

分について、ご報告をいたします。

資料12ページをごらんください。

教育総務課の所管する3つの事業についてでございます。

まず1つ目が、小学校管理費工事請負費特別工事に東陽小学校昇降口天井改修工事といたしまして1,210万円です。

それから、中学校管理費工事請負費特別工事に下松中学校昇降口天井改修工事2,580万円、久保中学校屋内運動場トイレ洋式化工事2,050万円でございます。

工事の内容につきましては、記載のとおりで、いずれも3分の1の国庫補助の内示を受けて補正予算に計上したものです。3事業とも繰越明許を設定し、実際の工事は令和2年度、夏休みを中心に行う予定です。

教育総務課は以上です。

○**教育長** 長弘図書館長。

○**図書館長** 続きまして、図書館費に関する補正予算について、ご説明いたします。

同じく12ページの一番下の欄なんですが、10万円の図書購入費の寄附をいただきました関係で10万円を補正予算として計上いたしました。

説明は以上です。

○**教育長** 続きまして、いいですか。下松市体育施設条例の一部を改正する条例についてですね。片山課長。

○**生涯学習振興課長** 資料の13ページをごらんください。

下松市体育施設条例の一部を改正する条例について報告をいたします。

令和元年第12回下松市教育委員会会議定例会において報告いたしました専決処分した条例改正の内容について一部誤りがありましたので再度改正するものでございます。

具体的には、別表第2第8項第1号温水プールの部前面(25メートルプールのみ)の間、営利または宣伝を目的としないものの項中「6,000円」を「2万6,400円」に改正するものでございます。ご迷惑をおかけして申しわけございません。

報告は以上でございます。

○**教育長** では続きまして、令和2年度教育費関係の当初予算について。小田教育部長。

○**教育部長** 資料の14ページでございます。令和2年度教育関係当初予算でございます。

この14ページは、全体の総括表になりますけど、一番上の教育費の合計のところを見ていただきますと、本年度が32億364万2,000円、前年度が39億2,857万5,000円、比較はマイナスの7億2,493万3,000円となっております。この約7億円のマイナスでございますが、中身を見てみますと、大きく4つ事業がございます。

真ん中辺の小学校費の下のほうの下松小学校建設事業費、こちらがマイナスの2億1,982万7,000円、その下の中村小学校建設事業費、マイナスの1億9,920万円、ずっと下いきまして、下から3つ目の笠戸公民館建設事業費、マイナス1億3,150万円、一番下の保健体育総務費、マイナス2億947万円、こちらが大体足しますと約7億円というマイナスになります。

一番下の保健体育総務費は、内容がスポーツ公園体育館の空調設備事業でございます。この4つの大きな事業でございますが、ちょっと決算みたいになってしまいますけど、進捗状況ということで少し言いますと、まず最初の下松小学校建設事業(第2期工事)ですけど、こちらは昨年入札が2回流れました。1回目が9月13日、2回目が12月4日の入札予定でございましたが、建築主体工事の入札参加業者の辞退により入札が中止となっております。3回目の入札が3月13日の予定でございます。しかしながら、既に最初から半年おくれという状況でございます。

2番目の中村小学校屋内運動場改築事業でございますが、こちら工期が3月末ぎりぎりとなっております。外構工事も残りますので、3月19日の卒業式はスターピアくだまつ展示ホールで実施します。

3つ目の笠戸公民館建設事業です。こちらは、順調に進んでいまして、3月30日月曜日に竣工式を行います。

最後に、スポーツ公園体育館空調設備事業ですけど、今、空調設備を設置しておりますけど、

体育施設条例施工規則を一部改正しまして4月1日から空調設備の利用料金を追加して、1時間当たり1階アリーナが9,000円、2階観覧席が5,000円というふうに設定をしております。総括の説明としては以上です。

続きまして、別紙の資料をつけております。

令和2年度下松市当初予算(案)の概要ということで、こちらで主な事業を説明いたします。よろしいですかね。別紙資料でございます。

まず、下松小学校建設事業4億137万3,000円でございます。総括のほうでも触れましたけど、現在、教育委員会が抱えております最大の懸案事項でございます。

まず、この事業は、最後の学校耐震化事業であり、一刻も早い完了が望まれます。

次に、総事業費15億5,000万円のうち国の交付金が2億6,547万5,000円、こちらを財源の一部に充てております。継続費を令和3年度まで延長しまして、令和3年度分の工事として第2校舎の解体分、こちらについては交付金の約5,000万円が流れてまいります。しかしながら、交付金なるべく取りたいということで、なるべく早期に完成しまして交付金を確保したいというところです。

また、3月13日の3回目の入札が成立すれば、普通教室棟の工期が約1年でございますので、完成が来年の3月末ぐらいの予定でございます。普通教室のエアコン設置は、ここだけが残っておりますけど、ことしの夏は我慢してもらうこととなりますけど、これ以上延びると来年以降の夏場対策という問題が出てまいります。そういったことで何とか3月13日の入札で無事落札することを祈っておるという状況です。

続きまして、その次の小学校特別工事調査設計でございますが、この中で豊井小学校及び東陽小学校トイレ洋式化実施設計、こちらが全体の2,750万円のうち1,000万円でございます。この学校のトイレ洋式化も大きな事業でございます。この豊井小と東陽小の実実施設計を2年度やりまして、令和3年度に改修工事が終わりますと、学校の洋式化率が約87%となりまして、校舎のトイレの洋式化はおおむね完了します。ただ、残りが屋内運動場のトイレ改修が必要となります。屋内運動場は、避難所にもなっておりますので、早期に整備していく必要があると思っております。

次に、中学校特別工事でございますが、学校屋内運動場の照明LED化を計画的に進めることとし、下松中学校屋内運動場を改修します。2,050万円です。これは、水銀灯の生産中止により体育館を順次整備していかなければなりません。今建てかえております中村小以外の残りの8校を毎年度2校ずつ改修していくという計画にしております。

続きまして、米川小学校休校関連事業でございます。

きのう3月広報が配付されておりますけど、この米川小学校の子供たちが写っております。見開き2ページに特集が組まれております。米川小学校、休校でございますけど、休校に伴いまして、米川地区と花岡小学校間でスクールバスを運行します。こちらは、市所有のマイクロバスを貸し出しまして、防長交通株式会社と随意契約を行います。これが957万円、それと、休校中の校舎、グラウンド等の維持管理を地元業務委託します。これが50万円でございます。

2つ飛ばしまして、一番下の学校業務支援員配置事業でございます。420万9,000円、学校業務支援員を中学校に加えて大規模小学校3校、下松小と花岡小と公集小ですけど、こちらにも配置します。

今年度、中学校に学校業務支援員を配置しております。業務内容としては、プリント印刷とかデータ入力、会計補助、資料整備等ですが、教職員の評価はとて高く、負担軽減につながっており、支援員からもやりがいを感じると好評でございます。

ではめくっていただきまして、2ページ目でございます。

頭に星印がついておるのが新規事業ということで、このページに3つ新規事業が上がっております。

まず、部活動指導員配置事業33万2,000円でございます。こちらは、部活動支援員を中学校1校に配置します。勤務形態としましては、週3日勤務、平日が2日、休日が1日、平日が2時間、休日が3時間の勤務です。来年度は、試行的に1名を配置しまして、再来年度以降拡充を検討します。なお、県内の今年度の実績としましては、4市3町が設置をしております。宇部

市の18名というのが最多でございます。

2つ飛ばしまして、真ん中辺にデジタルアーカイブグレードアップ事業80万6,000円でございます。こちらは、2年度は小学校社会科副読本「わたしたちのきょうど 星ふるまち下松」のデジタル化を行います。この社会科副読本は、5年ぶりの改訂となりまして、内容も非常に充実したものとなっております。ぜひ大人にも見てもらいたいと思っております。

次に、新規事業ですけど、歴史資料作成業務図書館ですけど、100万円。今年度は、「秋の夜話」というのを80周年記念で発行しましたが、引き続きまして、「古地図でまち歩き」リーフレットを作成し、地域の歴史と魅力を発信します。

こちら江戸時代の古地図に史実等の説明を加えたリーフレット2種類を作成します。1つ目が、下松藩の歴史をたどる。2つ目が、宮ノ洲塩田と商業で栄えたまち筋をたどる。こういったリーフレットを作成して、まち歩きをしてもらうということでございます。

次に、公民館関係ですけど、花岡公民館建設事業3,370万円、こちらは花岡公民館講堂の実施設計を行います。令和3年度と4年度で講堂の解体、新築、それから、公民館のトイレ改修等を実施します。

その次が笠戸公民館建設事業750万円です。こちら今年度建設しますけど、2年度は旧笠戸公民館と渡り廊下の解体等を行います。令和3年度に外講工事を行う予定です。

続いて、新規事業で、社会教育施設長寿命化事業です、700万円。公民館「ほしらんどくだまつ」、スターピアくだまつ等の社会教育施設の効果的な改修、長寿命化を図るため社会教育施設長寿命化計画を策定します。

一番下でございますが、地域活性化推進事業180万円です。スポーツ推進計画に基づき我がまちスポーツを中心とした競技スポーツやレクリエーションスポーツ等を推進するとともに、運動を通じた体力向上や健康づくりに取り組み、交流人口の拡大などによる地域の活性化を図ります。

具体的には、バドミントン、クィーンズサーキットの受け入れということで、国内女子のバドミントンのトップ選手が集う大会を受け入れて、クリニック等を開催します。時期については、7月中旬を予定しております。

最後、3ページ目でございます。

一番上のキャンプ地誘致事業200万円、東京2020オリンピックの感動を多くの市民と共有するためベトナム女子バドミントン選手のキャンプ地受け入れを実施します。計画としては、6月直前のキャンプ、それから、8月のオリンピック後の訪問を予定しております。

次が最後になりますけど、体育施設整備事業ということで4,000万円、スポーツ公園体育館や市民体育館の改修工事により長寿命化を進め、利用促進を図ります。

ということで内容は、スポーツ公園体育館の円柱耐火塗装更新工事710万円、スポーツ公園体育館の円柱が14本ありますけど、これが塗装が剥がれて非常に見にくいということになっております。これを更新します。それから、市民体育館消火設備改修工事2,040万円などとなっております。以上、主な事業の説明でございます。

以上でございます。

○**教育長** かなり量がありますが、特に2年度予算、当初予算については詳しい説明がありました。が、全般にわたりまして質問をお受けしたいと思っております。よろしくお願いたします。白木委員さん。

○**委員** 補正予算のほうからですけども、これ幼稚園のマイナス5,362万9,000円ちゅうのは、この補正額は減額していますよね。あれはどうしてですかね。

○**教育長** 河村次長。

○**教育次長** 幼稚園費につきましては、子育て支援課のほうの管轄になりますが、これは認定こども園建設補助の減額補正というふう聞いております。

下松慈光幼稚園の建設が資材不足により工期延長にいたしましたので、その補助を2カ年にわたって行うということで、その部分を減額したというふう聞いています。

○**教育長** そのほか、お聞きします。

○**委員** それとまた補正なんですけれども、図書購入費の、これは誰が寄附したのかね。

- 図書館長** 元市の職員です。
- 教育長** 市川委員さん。
- 委員** 東陽小の昇降口天井、下松中の昇降口天井の改修工事が載っていますが、地震等によるつり天井落下防止のため改修を行うもの、文部省云々と載っていますが、これ文科省の何か定義が変わったんですかね。
- 教育長** 河村次長。
- 教育次長** 文部科学省の定義が変わったということではなしに、実は平成25年度に国のほうが特定天井として高さ6メートル以上、面積200平米以上の天井については改修しなさいと、地震のときの安全性を担保するために改修しなさいということで、平成26年度に本市におきましては既に改修を終えております。
- これにつきましては、今度は文科省のほうのもう少し緩やかな、そこまではなくても特定天井に準ずる天井ということで、やはり安全性を確保するために学校施設等については危険性があるものについて、先ほど言いました特定天井よりも東陽小学校も下松中学校も面積が狭いので、そちらには該当しないんですが、危険性があるということで、このたび補助をいただきますので改修するというごさいます。
- 委員** 補助がつくんですか。
- 教育次長** はい。
- 委員** 下松中ができたのは平成十四、五年あたりですいね。その辺を改修せんにゃいけんとなると大変なことになるなと思って質問したんですけどね。まだ建って20年もならんぐらいですかね。わかりました。
- 教育長** そのほかございますか。
- 委員** 単純な質問ですけど、部活指導員を中学校に1校入れるちゅうのがありますけれども、これは部活は野球かなんかですか。
- 教育長** 世木課長。
- 学校教育課長** まだ学校も種目も特定しておりません。
- 教育長** そのほかご質問はございませんか。
- 委員** 一番最後、部長さんが説明されたベトナムのバドミントンのキャンプですか。このベトナムは以前は、予選を通過できるかまだはっきりしていないということを聞いたんですが、もう確実にオリンピックに出れるちゅうことは決まったんですか。
- 教育長** 片山課長。
- 生涯学習振興課長** ベトナムの女子の選手が1名は国の枠で出れる、今のランキングでいけば出れるであろうというところです。ただし、下松市と提携しておりますのが、バドミントン協会のほうの選手ということになって、実はベトナムの中にもう一人協会に加入していない選手というのがおります。その選手と今ランキング争いをしている最中ということでございます。
- 教育長** まだ決定していないちゅうことですね。片山課長。
- 生涯学習振興課長** 下松市と提携しているバドミントン協会の選手が必ず行くというところまではまだいっていないというところです。
- 委員** はい。
- 教育部長** これは、4月末までの世界ランキングで決まりますので、4月末にならないとわからないということです。
- 委員** わからんのね。それで、団体が参加できるようなことはないですか、ベトナムの女子チームの団体が。
- 教育長** 片山課長。
- 生涯学習振興課長** バドミントンの場合は、個人競技のみということになっておりますので、団体というのはいないです。
- 委員** シングルが2名とか、団体が2名とか、そういうのいんですか、ダブルスが。
- 教育長** 片山課長。
- 生涯学習振興課長** 国際競技の中では、そういった団体戦をやる競技もあるわけですけども、オリンピックの中にはないということになります。

- 委員 それじゃ選手は見えたとしても1名。それにコーチがつくぐらいで。
- 教育長 そのほか質問ございますか。今井委員さん。
- 委員 これ部活指導員を配置するという目的というのは、その部活を強化するために配置するということなんですか。
- 教育長 世木課長。
- 学校教育課長 主な目的は、教職員の働き方改革というところでございます。また、もちろん部活の技術力向上というものも含まれておりますが、どちらが強いと言われるれば、働き方改革の色のほうが強いと思います。
- 委員 宇部市は、何か18名配置されている。強化しているのか、部活に。
- 委員 その辺が言葉のあやなんですね。1名の配置で、たった1つの部活の教員の働き方改革が済みましたよと、下松市がやっていますよということになるかもわからないのですが、大変難しい問題があると思いますが、できればもう少し来年度からつけていただくとありがたいと思っております。
- 教育長 世木課長。
- 学校教育課長 部活動指導員の配置で一番留意したいのが、やはりその学校側の考え方というか、その学校として、この方に部活動指導員をお願いしたいという、やはりその人物というのが非常に大切だというふうなのを他市町からも聞いております。そういう方がどれぐらい見つけることができるかという問題もありますし、ただ、委員さんおっしゃったように、今後、拡大はもちろん検討してまいりたいと思っております。まずは1名見て、その成果と課題を整理した上で来年度以降の取り組みにつなげてまいりたいと思っております。
- 教育長 江口委員さん。
- 委員 今の部活動指導員というのは、一般の方ですか、あるいは先生の免許をお持ちの方とか。
- 教育長 世木課長。
- 学校教育課長 一般の方です。もちろん教員免許を持たれている方も含めますけれども、基本一般です。
- 委員 下松は、全般的にスポーツがちょっと弱いような感じがするんですが、下松市として何か推し進めるといふか、何か特定のスポーツ、これは応援するとか、そういったものはあるんですか。
- 教育長 片山さん。
- 生涯学習振興課長 逆に申しますと、私、生涯学習振興課のほうなんですけれども、我がまちスポーツということでハンドボールとバドミントンを推し進めておりますし、市内の小中学生においては、かなりいい成績をおさめてもらっているというふうに思っております。
- 委員 わかりました。
- 教育長 そのほか質問ございますか。よろしいですか。
それでは、ないようですので、専決処分ということですので。ご了承をお願いいたします。

(6) 報告第5号 下松市立小中学校児童生徒文化表彰について

- 教育長 続きまして、(6) 報告第5号、下松市立小中学校児童生徒文化表彰についてを議題とします。
事務局から説明をお願いします。世木課長。
- 学校教育課長 別添の資料で報告第5号、下松市立小中学校児童生徒文化表彰について報告をいたします。
これは、下松市教育委員会表彰規則に基づき定期表彰を行うものであります。
1枚めくっていただきますと、2月の10日に選考会を実施しまして、表彰対象者は小学校個人の部15名、中学校個人の部3名、小学校団体の部1団体、中学校団体の部1団体、合計18名、2団体を表彰すると。
失礼しました。中学校個人の部4名ですね。合計19名、2団体を表彰するものであります。

表彰基準につきましては、1つ目が県レベル以上の作品応募において、山口県1位、中国地区2位、全国3位以内であること。2番目が、芸術分野及び学術分野の大会において、県大会1位もしくは中国大会、全国大会で上位の成績をおさめた者。

3番目に、文部科学省、教育委員会、その他これに準ずる公的機関が主催、共催、後援としてかかわる大会や応募であること。

この1番と2番を同時に満たすもの、または1番と3番を同時に満たすものを受賞としております。表彰式は、この後15時から隣の503会議室で行う予定にしております。

以上でございます。

○**教育長** 質疑に入ります。ただいまの説明に質問のある方はお願いいたします。よろしいですか。（「なし」と言う者あり。）ないようですので、ご了承をお願いいたします。

（7）報告第6号 下松市芸術文化振興奨励賞について

○**教育長** 続きまして、（7）の報告第6号、下松市芸術文化奨励賞についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。片山課長。

○**生涯学習振興課長** 報告第6号、下松市芸術文化振興奨励賞について、その受賞者が決定いたしましたので報告をいたします。

一般成人につきましては、昨年の市美展の前に表彰式が行われておりますので、今回は中学生を除いた生徒及び学生ということになります。

市内の高等学校に候補者推薦を依頼し、その結果、本年度は9名、1団体について推薦書が提出され、去る1月22日に選考委員会を開催いたしました。

選考の理由につきましては、別添の資料のとおりでございます。個人につきましては、在学中の活動を総合的に判断し、原則生徒が3年生のときに表彰することとしております。

表彰式は、先ほど学校教育課のほうからも説明がありましたが、児童生徒文化表彰の表彰式と一緒にこの後行われます。

以上で報告を終わります。

○**教育長** それでは、質疑に入ります。ただいまの説明に質問がある方はお願いいたします。

これは質問していいですか。市内の高校生と、これ大学生とかいうの入るんですか。市内には大学はないんですが。片山課長。

○**生涯学習振興課長** 学生ということですので、学生さん、大学生の方でそういった顕著な活動がなされる方がいらっしゃれば対象ということになります。

○**教育長** 市外在住でもオーケーですか。片山課長。

○**生涯学習振興課長** 基本的には市内在住。

○**教育長** ということは、今度は専門学校ができますが、そのの学生さんも対象になるということですかね。片山課長。

○**生涯学習振興課長** おっしゃるとおりです。

○**教育長** そのほかございますか。

○**委員** 質問があるんですが、いいですか

○**教育長** どうぞ。

○**委員** 規程により表彰ですが、随分前にちょっと意見が出たことがあるんですよ、ちょっと甘いところもあるんじゃないかということがですね、選考委みたいなのはいいんじゃないでしょうか。

○**教育長** 選考委員会。

○**委員** 委員会。これを表彰すると。

○**教育長** 選考委員会を経てやるのかということですか。

○**委員** これを載せられるんじゃないんじゃないかなと思うんですよ、今。それを経て、あれならもう報告だけで結構なんですけど。

○**教育長** 片山課長。

○**生涯学習振興課長** こちらにつきましては、選考委員会はございます。教育長の諮問に応じまし

て、振興賞、受賞候補者の選考に係る事項を審議するため選考委員会を置くということになっておりまして、委員会の委員は10名以内で組織をしております。

芸術文化について知識、経験を有する者、その他、教育長が特に必要と認める者となっております。

○委員 それなら何も言うことはありません。

○教育長 文化表彰についてもそうですか。同じですね、選考委員会を経てということですね。

そのほかございますか。（「なし」と言う者あり。）質問ないようですので、ご了承をお願いいたします。

以上で本日の議事についての審議を終了いたします。

～ その他報告・連絡事項 ～

○教育長 そのほか、報告事項について各課からありましたらお願いいたします。引頭課長補佐。

○教育総務課長補佐 来月の日程を調整させていただきたいと思います。

資料の最後のページ、令和2年3月行事予定表をつけております。

まず、6日の金曜日に臨時会が開催されます。翌日7日、中学校の卒業式がございます。19日に小学校の卒業式となっております。21日、米川小学校の休校式、定例会は26日第4木曜日の13時半から、こちらの教育委員室で開催したいと思います。あと30日に笠戸公民館の竣工式となっております。

来月の予定は以上です。

○教育長 それでは、以上で定例会を終了いたします。皆様、お疲れさまでした。

午後2時59分終了